

かすがい次世代まちづくりリーダー育成（市民活動支援編）事業
委託プロポーザル募集要領

1 案件名称

かすがい次世代まちづくりリーダー育成（市民活動支援編）事業委託

2 事業内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

春日井市は、平成19年度に市民活動支援センターを設立し、これまで市直営で運営しておりますが、人事異動等により継続的な支援やノウハウの継承が困難なこと、市内に中間支援組織が存在しない、育たないことが課題として挙げられます。

また、県内の市民活動支援の状況では、半数程度が公設民営であることも踏まえ、本市も令和9年度から民間事業者による運営に移行することとし、準備を進めています。

民間での運営は、豊富な知識、経験を持ち、ノウハウの継承がしやすいといった利点がある一方、他自治体での経験がそのまま本市に適合するとは限らないことから、本事業は、市民活動を行う個人や団体を支援する立場を理解して、本市の地域課題の解決に向けて多様な主体をつなぎ、活動を支援することができ、令和9年度から運営を担う民間事業者と協働して本市の持続可能な市民活動支援の担い手となる人材を育成することを目的としています。

本事業の事業者選定にあたっては、価格だけではなく、人材発掘の手段や研修内容の企画提案力及び事業実施体制等を総合的に評価する必要があることから、提案書によるプレゼンテーションを基本とした公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を採用し、その実施に必要な事項を定めるものとします。

(2) 事業内容

ア 募集（本市の市民活動の支援等を担える人材の募集及び選考など）

イ 研修（座学研修及び現場研修など）

ウ フォローアップ（各受講者の習熟度測定及び個別指導・伴走支援など）

※ 具体的な内容については、別紙「かすがい次世代まちづくりリーダー育成（市民活動支援編）事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

(3) 事業規模（見積上限額）

金 2,714,800円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 本金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、委託事業の規模を示すためのものです。また、予定価格については、本委託料上限額の範囲内で別途設定します。

(4) 契約期間

令和8年6月2日（予定）から令和9年3月31日まで

(5) 履行場所

市民活動支援センター（春日井市春見町3番地）他

(6) 費用分担

受託者が事業を遂行するに当たり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しません。

(7) 本市から提供する資料、貸与品等

受託者は、本市から提供する資料、貸与品等を事業の目的以外で使用することはできません。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

春日井市契約規則の規定に基づき、かすがい次世代まちづくりリーダー育成（市民活動支援編）事業契約を締結します。契約内容は、本市とプロポーザルで決定された優先交渉権者が、仕様書及び企画提案書に基づいて協議の上、決定します。なお、契約の締結に際し、万一、申請書類等の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがあるほか、春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止措置を講じることがあります。また、本市が被った損害について、損害賠償を行うことがあります。

(2) 委託料の支払い

事業完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払います。

(3) 契約書案

別紙参照

(4) 契約保証金

受託者は、春日井市契約規則第34条の規定に該当しない場合、同規則第32条の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を必要とします。

(5) 再委託について

ア 受託者は、本事業の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

イ 受託者は、本事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめその理由及び相手方を書面により本市に申請し、承諾を得なければなりません。

ウ 受託者は、事業の一部を再委託する場合、再委託の相手方との契約関係を書面により明確にするとともに、当該相手方に対して適切な指導及び管理を行わなければなりません。なお、再委託の相手方は、春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領（令和2年4月1日施行）に基づく指名停止の措置期間中の者、又は「春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく入札等除外措置を受けている者であってはなりません。

4 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、プロポーザル参加申請書の提出日時点において、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者としてします。

なお、契約締結までの間に、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなつた場合は、契約候補者から除外します。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 令和8・9年度本市入札参加資格者名簿に登載されていること、又は、プレゼンテーションの実施日までに登載される見込みであること。

※ 入札参加資格者名簿への登載には、申請から最低2週間程度かかるため、未登載の場合は早急に手続きを行うこととしてください。

- (3) 春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成5年4月1日施行）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなします。
- (6) 春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年3月19日付け春日井市長・愛知県春日井警察署長締結）に基づく入札等除外措置の対象となっていないこと。
- (7) 法人及びその役員が、春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者であること。
- (8) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がないこと。
- (9) 過去5年間に、国、地方公共団体、民間企業等と締結した契約において、本事業と同種又は類似の事業（市民活動や地域づくりを担う人材の育成に関する研修及び伴走支援等を実施するもの）の受託実績を有すること。
- (10) 本事業の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせようとする者でないこと。

5 スケジュール

- | | |
|--------------------|---------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年3月25日(水) |
| (2) 参加申請関係書類の受付開始 | 令和8年3月25日(水) 午前9時から |
| (3) 質問の受付開始 | 令和8年3月25日(水) 午前9時から |
| (4) 質問の受付終了 | 令和8年4月7日(火) 午後5時まで |
| (5) 質問に対する回答 | 令和8年4月10日(金) |
| (6) 参加申請関係書類の受付終了 | 令和8年4月21日(火) 午後5時まで |
| (7) 企画提案書の受付開始 | 令和8年4月22日(水) 午前9時から |
| (8) 企画提案書の受付終了 | 令和8年4月30日(木) 午後5時まで |
| (9) プレゼンテーション開催日 | 令和8年5月15日(金) |
| (10) 審査結果通知 | 令和8年5月20日(水) |
| (11) 契約締結・事業開始(予定) | 令和8年6月2日(火) |
| (12) 事業完了 | 令和9年3月31日(水) |

6 参加申請手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き

- ア 受付期間 令和8年3月25日(水) 午前9時から
令和8年4月21日(火) 午後5時まで(必着)

イ 提出書類

- (ア) プロポーザル参加申請書(様式1-1)
(イ) 会社概要書(様式1-2)

春日井市入札参加資格者名簿に登載されている者の場合は、本様式内の登録番号記入欄に10桁の登録番号を記入してください。

※ 春日井市入札参加資格者名簿に登載されている場合は、次の(ウ)登記事項証明書等及び(エ)納税証明書等の提出を省略できます。

- (ウ) 登記事項証明書等(履歴事項全部証明書又は登記簿謄本。提出前3か月以内に発行されたものに限り。写し可。)

(エ) 納税証明書等

未納の税額がないことを証明できるもので、国及び申請者の所在地における地方公共団体が証明した次の内容が分かる書類(いずれ

も提出前3か月以内に発行されたものに限ります。写し可。)

a 国税（法人税、消費税及び地方消費税）

b 都道府県税（法人都道府県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む。）等）

c 市町村税（法人市町村民税、固定資産税等）

ウ 提出部数

各1部（提出書類は全てA4判としてください。（ただし、A3判の折り込みも可とします。））

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※ 郵送の場合は、提出期限までに市民活動支援センターに到達したものに限り、必ず到達の有無を電話で確認してください。

オ 提出先

春日井市 いきがい創生部 市民活動支援センター

住所：〒486-0837 春日井市春見町3番地

電話：0568-56-1943（直通）

(2) 質問の受付

ア 受付期間 令和8年3月25日（水）午前9時から

令和8年4月7日（火）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

質問を行う場合は、質問書（様式2）に必要事項を記載し、件名を「かすがい次世代まちづくりリーダー育成（市民活動支援編）事業委託プロポーザルに関する質問」として電子メールで提出してください。また、電子メールの送信後、必ず電話にて当該電子メールの着信を確認してください。

なお、提出期限以降の事業及び仕様に関する質問には一切回答しません。

ウ 提出先

春日井市 いきがい創生部 市民活動支援センター

E-mail：sasae-i@city.kasugai.lg.jp

電 話：0568-56-1943（直通）

エ 回答方法

質問への回答は、令和8年4月10日（金）までに質問書を提出された方に電子メールで通知します。また、すべての質問内容及び回答については、本市ホームページに掲載します。

(3) 企画提案書の提出

ア 受付期間 令和8年4月22日（水）午前9時から

令和8年4月30日（木）午後5時まで（必着）

※ 期限までに提出がない場合は辞退とみなします。

イ 提出書類

企画提案書（「次のイ 企画提案書の概要」の内容を全て含む）

※ A4判（A3判の折り込みも可）とし、合計20ページ以内とします。

ウ 企画提案書の概要

企画提案書の必須記載項目は、次の(ア)から(カ)に掲げるとおりとし、仕様書の内容等を踏まえ記載してください。

(ア) 事業全体に対する理解

かすがい次世代まちづくりリーダー育成（市民活動支援編）事業委託に対する基本的な考え方やその人材育成の方向性などについて記述してください。

(イ) 事業の実施体制に関する提案

本事業の管理者（チームマネージャー）及び直接従事する担当者（スタッフ）の氏名、事業者名・所属・役職及び研修講師（保有資格、経験年数等）等の情報を記述してください。

また、事業者として過去5年間に実施した同種又は類似の人材育成事業（国、地方公共団体、民間企業等と締結した契約において、市民活動や地域づくりを担う人材の育成に関する研修及び伴走支援等を実施するもの）について、主要な実績（最大3件程度）の取組内容（事業名称、発注者、契約金額、受講者数、履行期間を含む）及びその具体的な実績・成果等を記述してください。

※ 事業推進体制（様式3）をあわせて提出してください。なお、原則

として体制の変更は認めないものとします。やむを得ない理由で変更する場合は、事前に承認を得てください。

(ウ) 事業内容に関する提案

仕様書を確認の上、次の a から f について、どのように取り組むのかなど手段や方向性等について具体的に記述してください。

a 市民活動の支援を担える人材の発掘・集客する方法及び意欲のある人材を選考するための手法に関する提案

b 市民活動の支援を担うために必要な知識やスキルが習得できる研修（各講義で欠席した受講者への対策も含む。）に関する提案

c 専門知識や豊富な研修実績のある講師の活用に関する提案

d 各研修終了後に受講者の習熟度を測る方策等に関する提案

e 各受講者へのフォローアップの方法（個別指導や伴走支援など）に関する提案

f 令和7年度に実施したかすがい次世代まちづくりリーダー育成事業の継続受講者と新規受講者が共に受講することを想定し、両者の基礎レベルの差を補完しながら実施する研修方法に関する提案

(エ) 本事業に関する有益な提案

仕様書で要求している取組以外に独自の提案がある場合は、取組内容及びその有用性を記述してください。

(オ) 事業スケジュールに関する提案

令和8年6月2日（予定）から令和9年3月31日までの間において、実施項目及び実施内容ごとに週単位程度で工程を記述してください。

(カ) 提案金額と積算根拠

消費税及び地方消費税を含む金額と、その詳細な内訳について積算根拠等を明示した費用を記述してください。

エ 提出部数 10部

オ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限ります。）

※ 郵送の場合は、提出期限までに市民活動支援センターに到達したものに限り、必ず到達の有無を電話で確認してください。

カ 提出先

春日井市 いきがい創生部 市民活動支援センター

住所：〒486-0837 春日井市春見町3番地

電話：0568-56-1943（直通）

キ その他

- (ア) 提出書類に事業者名を記載してください。
- (イ) 提出された書類は返却しません。
- (ウ) 提案書の著作権は、提案者に帰属します。ただし、契約者の提案書について、本市は本事業の遂行にあたり必要な範囲において、本市の組織内で利用できるものとします。
- (エ) 同一事業者において内容が異なる提案書の提出は認めません。
- (オ) 提出書類は原則非公開としますが、本事業の契約者については、提出書類の全部又は一部が情報公開の対象となることがあります。
- (カ) 提出期限以降の提案書の差し替えや追加資料の提出は認めません。

7 審査に関する事項

(1) 審査方法

ア 本企画提案の審査については、かすがい次世代まちづくりリーダー育成（市民活動支援編）事業委託事業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）が行い、最優秀提案者及び次点者を決定します。

イ 選定審査会の審査委員は、かすがい次世代まちづくりリーダー育成（市民活動支援編）事業委託プロポーザル企画提案書採点表に沿って企画提案書の審査を行います。

ウ プレゼンテーション（企画提案）については、次のとおりとします。

(ア) 開催日等

令和8年5月15日（金）

※ 会場、集合時刻等の詳細については、別途お知らせします。

※ 出席者は3名までとします。なお、今後、本事業を担当する方はできる限り同席してください。

(イ) 内容・方法

a 時間配分

プレゼンテーションの時間は、説明及び質疑を含め概ね35分（説明20分以内とし、残りの時間は質疑応答）とします。

b 留意点

(a) プレゼンテーションに係るパソコン等の準備・調整の時間は、前の提案者のプレゼンテーション終了後、5分以内とします。

(b) プレゼンテーションに使用するパソコン等（パワーポイント等のソフト入り）は、提案者で用意してください。

(c) プロジェクター（エプソン社製EB-W05）及び接続用HDMIケーブル、プロジェクター用スクリーンは本市が用意するため、機種仕様等については事前に確認してください。

c その他

(a) プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って行うこととし、6参加申請手続き等に関する事項の(3)のイの提出書類以外の配付は認めません。

(b) 提案者が1者のみであった場合でも、プレゼンテーションは実施します。

(c) プレゼンテーションは非公開で行います。

(d) プレゼンテーションを実施しなかった者については、失格とします。ただし、実施しなかったことに事故等やむを得ない事情があったと選定審査会が認めた者については、この限りではありません。

エ 審査結果の決定

(ア) 最低点の基準

選定審査会の全審査委員の評価点の合計をその委員数で除した点数（平均点）が、満点の50%（50点）未満の場合は、最優秀提案者及び

次点者の選定対象から除外します。

(イ) 順位点の算出

選定審査会の各審査委員の評価点数の合計が高い順に順位付けをし、全審査委員の順位点（1位＝1点、2位＝2点、3位＝3点…）を算出します。

(ウ) 最優秀提案者等の選定

選定審査会の全審査委員の順位点の合計が最も低い者を最優秀提案者とし、次に低い者を次点者として選定します。

(エ) 同点の場合の取扱い

選定審査会の全審査委員の順位点を合計した結果、最も低い事業者が複数いる場合は、次のとおり決定します。

- ① 1位が多い者
- ② (①が同数の場合) 2位が多い者
- ③ (②も同数の場合) 審査委員による協議

(2) 審査基準・配点

選定審査会による審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとします。

- ア 事業目的及び事業内容の理解度【10点】
- イ 事業の実施体制(経験者の配置、事業者の実績など)【10点】
- ウ 事業内容及びその遂行に当たっての総合的な視点、姿勢【50点】
- エ 仕様書で要求している事項以外の有益な提案【10点】
- オ 工程の計画性、実施手順の妥当性【10点】
- カ 提案金額積算の妥当性【10点】

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定審査会の審査対象から除外します。

- ア 選定審査会の審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者が本審査終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

- エ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- オ 定められた提出方法、提出期限等の条件に適合しないもの。
- カ 提出書類に記載された事項が提出条件に適合しないもの。
- キ 記載を求めた事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ク 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。
- ケ 契約が締結できない又は契約を締結する意思が認められないもの。
- コ プレゼンテーションの実施日までに本市入札参加資格者名簿に登載されていないもの。
- サ 提案金額に記載された金額が、第2項第3号の事業規模（見積上限額）の金額を超過しているもの。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、すべての提案者に対して、令和8年5月20日（水）を目途に文書で通知します。また、文書の通知後、速やかに審査結果を市ホームページに掲載し公表します。

(5) 契約の手続き

最優秀提案者の決定後、次のとおり契約の手続きを進めます。

- ア 最優秀提案者を契約候補者とし、見積書徴取の相手方とします。
- イ 最優秀提案者が契約を辞退した場合又は契約が不調となった場合は、次点者を次の契約候補者とし、見積書徴取の相手方とします。（次点者が契約を辞退した場合又は契約が不調となった場合も同様とします。）
- ウ 契約手続は、春日井市契約規則（昭和40年春日井市規則第6号）及び春日井市入札者心得書（平成4年5月1日施行）の定めによるものとし、ます。
- エ 本プロポーザルは契約しなかった場合においても、参加申請者が本委託を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については、一切補償しません。

8 その他

- (1) 6参加申請手続き等に関する事項の(1)のイ及び(3)のイの書類は、提出期限後、記載内容の変更は認めず、また、返却しないものとします。

- (2) 6 参加申請手続き等に関する事項の(1)のイ及び(3)のイの書類は、当該案件の審査選定を行う作業に必要な範囲内において複製することがあります。
- (3) 採用された企画提案書は、「春日井市情報公開条例（平成12年9月29日条例第40号）」に基づき、同条例に規定する不開示情報を除いて、情報公開の対象となります。
- (4) 提出書類の作成及び提出、プレゼンテーションの実施に要した費用等、本プロポーザルに参加するために要した費用については、すべて提案者の負担とします。
- (5) プロポーザル参加申請書の提出後に、参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式4）により、速やかに届け出てください。

9 問い合わせ先

〒486-0837

春日井市春見町3番地

いきがい創生部市民活動支援センター

電話：0568-56-1943（直通）

E-mail：sasae-i@city.kasugai.lg.jp

受付時間：午前8時30分から午後5時まで

休館日：月曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

かすがい次世代まちづくりリーダー育成（市民活動支援編）事業委託
 プロポーザル企画提案書採点表

審査項目	審査基準	配点
1 事業目的	本事業の目的や必要性を的確に把握・理解し、事業の趣旨に沿った提案となっているか。また、本事業の目的達成のため人材育成の方向性が適切に示されているか。	10
2 事業の実施体制	本事業を円滑に遂行できる体制（経験のある管理者や担当者の配置等）となっているか。また、過去5年間における本事業と同種又は類似の受託実績から、本事業を遂行できる能力を有する事業者であると評価できるか。	10
3 提案内容	(1) 周知・集客・選考 本市の市民活動の支援を担える人材を確保するために、現実的かつ効果的な提案・工夫となっているか。また、意欲ある受講者を選考するための方法が具体的に提案されているか。	10
	(2) 研修カリキュラム・実施手法 研修の実施手法及び研修カリキュラムの目的、内容構成、進め方等について、現実的かつ効果的なものとなっているか。また、各講義において欠席した受講者に対する対策として具体的な提案がなされているか。	10
	(3) 講師の質 想定する講師は、研修内容のテーマに関して、専門知識や豊富な研修実績を有しているか。	5
	(4) 習熟度の測定 研修（各座学研修・各現場研修）終了後において、各受講者の習熟度（到達度）を測る方法は、適切なものとなっているか。また、その測定結果に基づき未到達と判断された場合の対応策が適切に示されているか。	5

	(5) フォローアップ・伴走支援 各受講者への個別指導及び伴走支援等の方法について、講義内容等の理解度向上を目指す具体的な提案がなされているか。また、研修終了後を見据え、市民活動支援の役割を担える人材となるよう、その支援策や方向性が適切に示されているか。	10
	(6) 継続及び新規受講者の混合対応 座学研修において、令和7年度に実施したかすがい次世代まちづくりリーダー育成事業からの継続受講者と新規受講者が共に受講することを想定し、両者の知識（基礎レベルの差）等を適切に補完しながら、効果的に研修を実施する方法が適切に示されているか。	10
4 有益な提案	本仕様書で要求している事項以外で、追加の提案があるか。また、その提案が本事業を目的とした人材育成に効果のある内容で有用性の高いものであるか。	10
5 事業のスケジュール	事業実施のスケジュールは、適切かつ効果的なものとなっているか。（工程に無理がないか、研修の実施順序などに工夫はあるか）	10
6 見積（提案）価格	提案内容に比べて、提案金額の積算が妥当になされているか。	10
計		100

※評価基準

評価	配点5点の場合	配点10点の場合	評価基準
特に優れている	5点	9～10点	審査基準を十分に満たし、特に優れた提案である。
優れている	4点	7～8点	審査基準を十分に満たし、優れた提案である。
普通	3点	5～6点	審査基準を概ね満たしている。
やや不足している	2点	3～4点	審査基準を一部満たしていない。
不足している	1点	1～2点	審査基準を満たしていない。
該当なし	0点	0点	提案がない、又は評価に値しない。